

神奈川県石油コンビナート等防災計画修正素案 目次

新旧対照表本文

用語の意義 1 ページ

第1編 総則 2 ページ

第2編 防災組織 6 ページ

第4編 災害予防計画 7 ページ

第5編 災害応急対策計画 13 ページ

第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 19 ページ

修正案	現行
用語の意義	用語の意義
<p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
1～10 略	1～10 略
<p>11 関係公共機関…………… 日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)(東京支社)、東日本高速道路(株)(関東支社)、首都高速道路(株)、KDDI(株)南関東総支社、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)をいう。</p>	<p>11 関係公共機関…………… 日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)(東京支社)、東日本高速道路(株)(関東支社)、首都高速道路(株)及びKDDI(株)南関東総支社をいう。</p>
12 略	12 略

修正案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章、第 2 章 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 及びその他の事業所等の協力</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 略</p> <p>2 自衛防災組織の<u>設置・整備</u></p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 防災関係機関の実施責任</p> <p>1～3 略</p> <p>4 関係市消防機関 消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、<u>高圧ガス関係施設</u>及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、<u>高圧ガス保安法</u>及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。</p> <p>5、6 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章、第 2 章 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 及びその他の事業所等の協力</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 略</p> <p>2 自衛防災組織の<u>設置整備</u></p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 防災関係機関の実施責任</p> <p>1～3 略</p> <p>4 関係市消防機関 消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。</p> <p>5、6 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>

修正案	現 行
<p>1 県 (1)～(4) 略 (5) <u>特定事業所に対する立入検査及び防災活動についての必要な助言・指導</u> (6) <u>毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督</u> (7)～(21) 略</p> <p>2 県警察 略</p> <p>3 関係市 (1)～(4) 略 (5) <u>避難の指示及び誘導その他の避難対策</u> (6)、(7) 略 (8) <u>毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督</u> (9) <u>その他の災害応急対策</u> (10) <u>その他災害の発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置</u></p> <p>4 関係市消防機関 (1)～(3) 略 (4) <u>危険物及び高圧ガス関係施設の保安管理の指導、監督</u> (5)～(12) 略</p> <p>5 特定地方行政機関等 略</p> <p>6 関係公共機関 (1)～(12) 略 (13) <u>KDD I (株)南関東総支社、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</u> ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通</p> <p>7 自衛隊 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 特別防災区域の現況 第1節 特別防災区域の範囲</p>	<p>1 県 (1)～(4) 略 (5) 特定事業所に対する立入検査 (6) <u>危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督</u> (7)～(21) 略</p> <p>2 県警察 略</p> <p>3 関係市 (1)～(4) 略 (5) <u>避難の指示、<u>勧告</u>及び誘導その他の避難対策</u> (6)、(7) 略 <u>(新規)</u> (8) <u>その他の災害応急対策</u> (9) <u>その他災害の発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置</u></p> <p>4 関係市消防機関 (1)～(3) 略 (4) <u>危険物施設、<u>設備等</u>の保安管理の指導、監督</u> (5)～(12) 略</p> <p>5 特定地方行政機関等 略</p> <p>6 関係公共機関 (1)～(12) 略 (13) KDD I (株)南関東総支社 ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通</p> <p>7 自衛隊 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 特別防災区域の現況 第1節 特別防災区域の範囲</p>

修正案

石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（**総面積 41.39 km²（令和6年4月1日現在）**）である。

1、2 略

第2節 略

第3節 社会構造

1 沿革

特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製3事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。

2～5 略

第4節 特定事業所の現況

1 特定事業所の概況

本県の特別防災区域には、令和6年4月現在、2地区合わせて77の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。

(1) 京浜臨海地区

本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に69の特定事業所が所在している。

(2) 根岸臨海地区

石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に8の特定事業所が所在している。

区域面積及び特定事業所数 (令和6年4月1日)

区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	<u>69</u> 事業所	<u>29</u> 事業所	40事業所
川崎市	24.07	<u>47</u>	<u>22</u>	<u>25</u>
横浜市	10.93	<u>22</u>	7	<u>15</u>
根岸臨海地区	6.39	8	3	5
合 計	41.39	<u>77</u>	<u>32</u>	45

現 行

石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（**総面積 41.39 km²（平成31年4月1日現在）**）である。

1、2 略

第2節 略

第3節 社会構造

1 沿革

特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製6事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。

2～5 略

第4節 特定事業所の現況

1 特定事業所の概況

本県の特別防災区域には、平成31年4月現在、2地区合わせて80の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。

(1) 京浜臨海地区

本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に72の特定事業所が所在している。

(2) 根岸臨海地区

石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に8の特定事業所が所在している。

区域面積及び特定事業所数 (平成31年4月1日)

区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	<u>72</u> 事業所	<u>32</u> 事業所	40事業所
川崎市	24.07	<u>51</u>	<u>25</u>	<u>26</u>
横浜市	10.93	<u>21</u>	7	<u>14</u>
根岸臨海地区	6.39	8	3	5
合 計	41.39	<u>80</u>	<u>35</u>	45

修正案	現 行
<p>2 危険物、高圧ガス施設等の概況</p> <p>令和6年4月1日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約965万キロリットルである。</p> <p>石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は2,039基である。</p> <p>一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約158,506万N立方メートル/日である。</p> <p>なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は268基である。</p> <p>地区別特定事業所立地概況図 〔京浜臨海地区〕 (令和6年4月1日現在)</p> <p>〔根岸臨海地区〕 (令和6年4月1日現在)</p>	<p>2 危険物、高圧ガス施設等の概況</p> <p>平成31年4月1日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約1,370万キロリットルである。</p> <p>石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は2,231基である。</p> <p>一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約179,178万N立方メートル/日である。</p> <p>なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は278基である。</p> <p>地区別特定事業所立地概況図 〔京浜臨海地区〕 (平成31年4月1日現在)</p> <p>〔根岸臨海地区〕 (平成31年4月1日現在)</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第2編 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部</p> <p>1 略</p> <p>2 石油コンビナート等防災本部 県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。 (1)～(2) 略 (3) 事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。 (4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係 特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。 <u>このほか、特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において、国民保護対策本部が設置された場合も同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章、第3章 略</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害想定 略</p>	<p style="text-align: center;">第2編 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部</p> <p>1 略</p> <p>2 石油コンビナート等防災本部 県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。 (1)～(2) 略 (3) 事務局 防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局工業保安課職員をもって構成する。 (4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係 特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2章、第3章 略</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害想定 略</p>

修正案

第4編 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。

加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は近年、増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。

県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所における予防対策

第1節 保安管理の徹底

1 略

2 安全対策に関する取組みの徹底

- 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非常作業時における安全確保対策に万全を期する。

また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

- 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。

なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

現行

第4編 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。

加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にあるほか、平成23年から平成26年にかけては4件の重大事故も発生していることから、設備の高経年化対策、緊急停止対応について充実強化を図るよう努める。

県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所における予防対策

第1節 保安管理の徹底

1 略

2 安全対策に関する取組みの徹底

- 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非常作業時における安全確保対策に万全を期する。

また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

- 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。

なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

修正案	現 行
<p>○ 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。</p> <p>○ 「リスクアセスメント・ガイドライン (Ver. 2)」 (平成 28 年 2 月 高圧ガス保安協会) 等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。</p> <p>○ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策 (誤操作防止措置等) やソフト対策 (教育訓練の充実等) により、適切な予防対策を講じる。</p> <p>○ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。</p> <p>○ 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立 ・陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保 ・作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底 ・船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備 	<p>○ 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。</p> <p>○ 「リスクアセスメント・ガイドライン (Ver. 1)」 (平成 27 年 3 月 高圧ガス保安協会) 等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。</p> <p>○ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策 (誤操作防止措置) やソフト対策 (教育訓練の充実) により、適切な予防対策を講じる。</p> <p>○ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。</p> <p>○ 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立 ・陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保 ・作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底 ・船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備
<p>3 地震・津波対策</p> <p>(1) 強震動対策</p> <p>神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。</p> <p>また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>ア 危険物施設</p> <p>危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について (消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号)」等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について (平成 10 年 3 月 20 日消防庁通知)」等により対策を講ずる。</p> <p>また、これまでに特定屋外タンク (昭和 52 年 2 月 15 日以前設置) の新基準 (平成 7 年 1 月施行) ^{※1} 適合性及び準特定屋外タンク (平成 11 年 4 月 1 日以前設置) の新基準 (平成 11 年 4 月施行) ^{※2} 適合性について調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き施設の維持管理を行う。</p> <p>※1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (平成 6 年政令第 214 号) 第 2 条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (昭和 52 年政令第 10 号) 附則第 3 項各号に掲げる基準</p>	<p>3 地震・津波対策</p> <p>(1) 強震動対策</p> <p>神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。</p> <p>また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>ア 危険物施設</p> <p>危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について (消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号)」等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>特定屋外タンク (昭和 52.2.15 以前設置、以下同じ。) は、平成 7 年 1 月施行の「新基準」^{※1}、及び準特定屋外タンク (平成 11.4.1 以前設置、以下同じ。) は、平成 11 年 4 月施行の「新基準」^{※2} についての適合性調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じなければならない。</p> <p>なお、耐震改修猶予期限にとられることなく早期に改修を図るよう努める。</p> <p>また、防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について (平成 10 年 3 月 20 日消防庁通知)」等により対策を講ずる。</p> <p>※1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (平成 6 年政令第 214 号) 第 2 条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (昭和</p>

修正案	現 行
<p>※2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 3 号の 3 及び第 4 号に定める技術上の基準</p> <p>イ 略 ウ 建築物 多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成 17 年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。また、この改正により「新基準」※³への適合が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じた措置が講じられているが、引き続き適切な維持管理を行う。 さらに、内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、平成 24 年に施行された基準への適合が求められるものについて改修が行われ基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。 加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「6 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。</p> <p>※3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する規則第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める技術上の基準</p> <p>(3) 略</p> <p>4 風水害対策 風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 49 号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。</p> <p>5 施設、設備等の高経年化対策等 近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。</p>	<p>52 年政令第 10 号) 附則第 3 項各号に掲げる基準</p> <p>※2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 3 号の 3 及び第 4 号に定める技術上の基準</p> <p>イ 略 ウ 建築物 多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策） 特定屋外タンクについては、平成 17 年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行うとともに、「新基準」※³適合への対策が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に法令の猶予期限までに措置を講じなければならない。 また、内部浮き蓋式タンクについても、平成 24 年に新たに制定された基準に基づいて、対策を行うとともに、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋については、改修猶予期限にとらわれることなく早期に改修を図るよう努める。</p> <p>加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「6 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。</p> <p>※3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 3 号）による改正後の危険物の規制に関する規則第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める技術上の基準</p> <p>(3) 略</p> <p>(新設)</p> <p>4 施設、設備等の高経年化対策等 近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。</p>

修正案	現 行
<p>(1) 配管 埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。 高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成 19 年 3 月、改訂：令和 6 年 3 月 神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成 24 年 2 月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。</p> <p>(2) タンク本体 現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「<u>屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成 17 年 3 月総務省消防庁）</u>」及び「<u>特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成 25 年 3 月総務省消防庁）</u>」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。</p> <p>6 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。 緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。 また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。</p> <p>7 事故の早期検知 事故の災害拡大防止のため、次の要件の満たした防災監視システムを配備するよう努める。 ・夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること ・異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと ・検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること ・誤操作の防止措置がとられていること</p>	<p>(1) 配管 埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。 高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料」（平成 19 年 3 月神奈川県）を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成 24 年 2 月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。</p> <p>(2) タンク本体 現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成 17 年 3 月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。</p> <p>5 緊急停止装置、保安電力等の安全対策 関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。 緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。 また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。</p> <p>6 事故の早期検知 事故の災害拡大防止のため、次の要件の満たした防災監視システムを配備するよう努める。 ・夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること ・異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと ・検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること ・誤操作の防止措置がとられていること</p>

修正案

8 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編 第1章 第2節 3(1)」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章 第2節 1(1)」に基づき実施する。

第2節～第5節 略

第2章 関係行政機関等における予防対策

第1節～第3節 略

第4節 防災訓練の実施

関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

また、関係市消防機関においては、訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う。

1、2 略

第5節、第6節 略

第7節 航空機事故による災害の防止

特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に努める。

1 航空安全確保に関する措置

(1)～(2) 略

	電話番号	FAX 番号
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829
川崎市危機管理本部危機対策部	044(200)2890	044(200)3972

現 行

7 原子力災害に対する緊急措置

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編 第1章 第2節 3(1)」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章 第2節 1(1)」に基づき実施する。

第2節～第5節 略

第2章 関係行政機関等における予防対策

第1節～第3節 略

第4節 防災訓練の実施

関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

1、2 略

第5節、第6節 略

第7節 航空機事故による災害の防止

特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に努めるものとする。

1 航空安全確保に関する措置

(1)～(2) 略

	電話番号	FAX 番号
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829
川崎市総務企画局危機管理室	044(200)2890	044(200)3972

修正案				現 行			
川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619		川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619	
2 略				2 略			
第8節 略				第8節 略			
第3章 略				第3章 略			
第4章 避難計画の策定				第4章 避難計画の策定			
1 関係市 関係市は、爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も想定したうえで、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とした避難計画を随時見直す。 (1) 避難指示を行う基準 (2) 避難指示の伝達方法 (3)～(6) 略				1 関係市 関係市は、爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も想定したうえで、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とした避難計画を随時見直す。 (1) 避難勧告又は指示を行う基準 (2) 避難勧告又は指示の伝達方法 (3)～(6) 略			
2 特定事業所等 特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。 (1)～(3) 略				2 特定事業所 特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。 (1)～(3) 略			
第5章、第6章 略				第5章、第6章 略			

修正案	現 行
<p style="text-align: center;">第 5 編 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 応 急 活 動 体 制</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 石油コンビナート等防災本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) <u>関係市消防機関の本部連絡員については、上記「2 事務局の業務」の補佐</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章、第 3 章 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 災害の防ぎよ活動</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 消防機関等における防ぎよ活動</p> <p>1～4 略</p> <p>5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策 (1) 横浜市消防局 ア 出場基準 「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。 イ 資機材等の緊急輸送対策 (ア) 消火薬剤の搬送 ○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 編 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 応 急 活 動 体 制</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 石油コンビナート等防災本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章、第 3 章 略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 災害の防ぎよ活動</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 略</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 消防機関等における防ぎよ活動</p> <p>1～4 略</p> <p>5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策 (1) 横浜市消防局 ア 出場基準 「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。 イ 資機材等の緊急輸送対策 (ア) 消火薬剤の搬送 ○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。</p>

修正案	現 行
<p>○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000 ㍓）<u>3</u>基（大黒町、磯子、ヘリポート）から計 <u>33,900</u> ㍓を原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。</p> <p>(イ)、(ウ) 略 (2) 略</p> <p style="text-align: center;">第3節、第4節 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 避 難 対 策</p> <p>特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 避難の指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な指示を行う。</p> <p>なお、市長村長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難を要する理由 ○ 避難指示の対象地域 ○ 避難先とその場所 ○ 避難経路 ○ 注意事項 <p>1 関係市長の措置</p> <p>関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。</p> <p>2、3 略</p>	<p>○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000 ㍓）<u>5</u>基（入船、大黒町、西、磯子、ヘリポート）から計 <u>60,000</u> ㍓を原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。</p> <p>(イ)、(ウ) 略 (2) 略</p> <p style="text-align: center;">第3節、第4節 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 避 難 対 策</p> <p>特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 避難の<u>勧告</u>又は指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な<u>勧告</u>又は指示を行う。</p> <p>なお、市長村長等避難の<u>勧告</u>、指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難を要する理由 ○ 避難<u>勧告</u>、<u>指示</u>等の対象地域 ○ 避難先とその場所 ○ 避難経路 ○ 注意事項 <p>1 関係市長の措置</p> <p>関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示<u>又は勧告</u>を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。</p> <p>2、3 略</p>

修正案	現 行
<p>4 知事の措置 関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 関係市の避難対策</p> <p>1 横浜市の避難対策 (1) 避難の措置 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の指示を行う。 なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。 (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第3節、第4節 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 緊急輸送対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急輸送路等の確保</p> <p>1 交通の確保 (1)～(3) 略 (4) 航路の障害物除去 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>防災本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 関東地方整備局は、開発保全航路（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>防災本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。</p> <p>○ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を<u>防災本部</u>等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p>	<p>4 知事の措置 関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の<u>勧告</u>、指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 関係市の避難対策</p> <p>1 横浜市の避難対策 (1) 避難の措置 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の<u>勧告</u>又は指示を行う。 なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。 (2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第3節、第4節 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 緊急輸送対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急輸送路等の確保</p> <p>1 交通の確保 (1)～(3) 略 (4) 航路の障害物除去 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県災害対策本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 関東地方整備局は、開発保全<u>道路</u>（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県災害対策本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を<u>県災害対策本部</u>等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告</p>

修正案	現 行
<p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、<u>防災本部</u>等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。</p> <p>なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。</p> <p>○ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>する。</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、<u>県災害対策本部</u>等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。</p> <p>なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。</p> <p>○ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>(6)～(9) 略</p>
<p style="text-align: center;">第2節 緊急輸送</p> <p>1～4 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 緊急輸送</p> <p>1～4 略</p>
<p>5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示</p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。</p> <p>○ 県の保有車両及び調達車両については、知事（<u>危機管理防災課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。</p> <p>○ 知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。</p>	<p>5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告</u>、指示</p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。</p> <p>○ 県の保有車両及び調達車両については、知事（<u>災害対策課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。</p> <p>○ 知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。</p>
<p>6 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 略</p> <p style="text-align: center;">第9章 医療救護対策</p>	<p>6 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 略</p> <p style="text-align: center;">第9章 医療救護対策</p>

修正案	現 行
<p>「神奈川県保健医療救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。</p> <p>また、関係市は、災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 川崎市の医療救護対策 震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。</p> <p>(1) 医療対策 ア 医療救護班の編成 区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。 <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第10章 略</p> <p style="text-align: center;">第11章 応 援 要 請</p> <p style="text-align: center;">第1節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>1、2 略</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 略</p> <p>2 救援活動に要した経費 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。</p>	<p>「神奈川県医療救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。</p> <p>また、関係市は、災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。</p> <p>1 略</p> <p>2 川崎市の医療救護対策 震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。</p> <p>(1) 医療対策 ア 医療救護班の編成 区本部、川崎医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。 川崎医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。 <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">第10章 略</p> <p style="text-align: center;">第11章 応 援 要 請</p> <p style="text-align: center;">第1節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>1、2 略</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 略</p> <p>2 救急活動に要した経費 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。</p>

修正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。
<p style="text-align: center;">第 2 節 その他の機関に対する応援要請</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 その他の機関に対する応援要請</p>
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。 ○ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。 ○ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。 ○ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努める。 ○ 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。 	<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。 ○ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。 ○ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。 ○ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努めるものとする。 ○ 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。
<p style="text-align: center;">第 1 2 章～第 1 4 章 略</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章～第 1 4 章 略</p>

修正案

第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 総則

第1節 略

第2節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施

1 略

2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

○ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1)半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2)一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3)ゆっくり滑りケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月（一部改定）、内閣府）】

現 行

第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 総則

第1節 略

第2節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施

1 略

2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

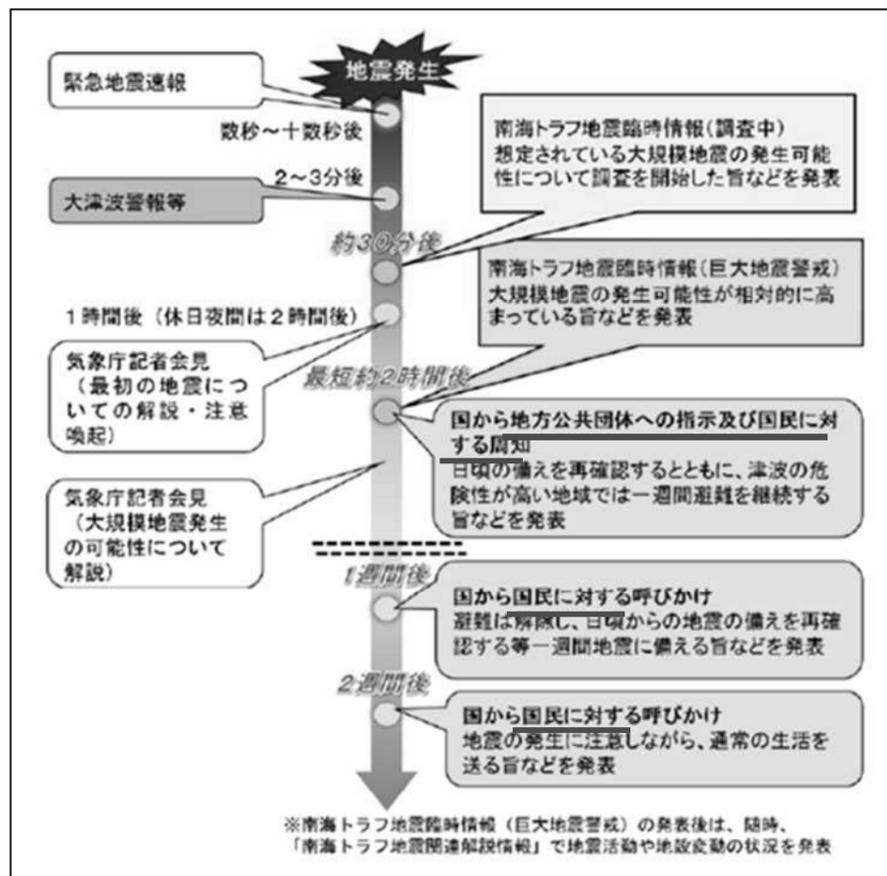
○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

○ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1)半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2)一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3)ゆっくり滑りケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

修正案



3 略

第2章 予防対策計画

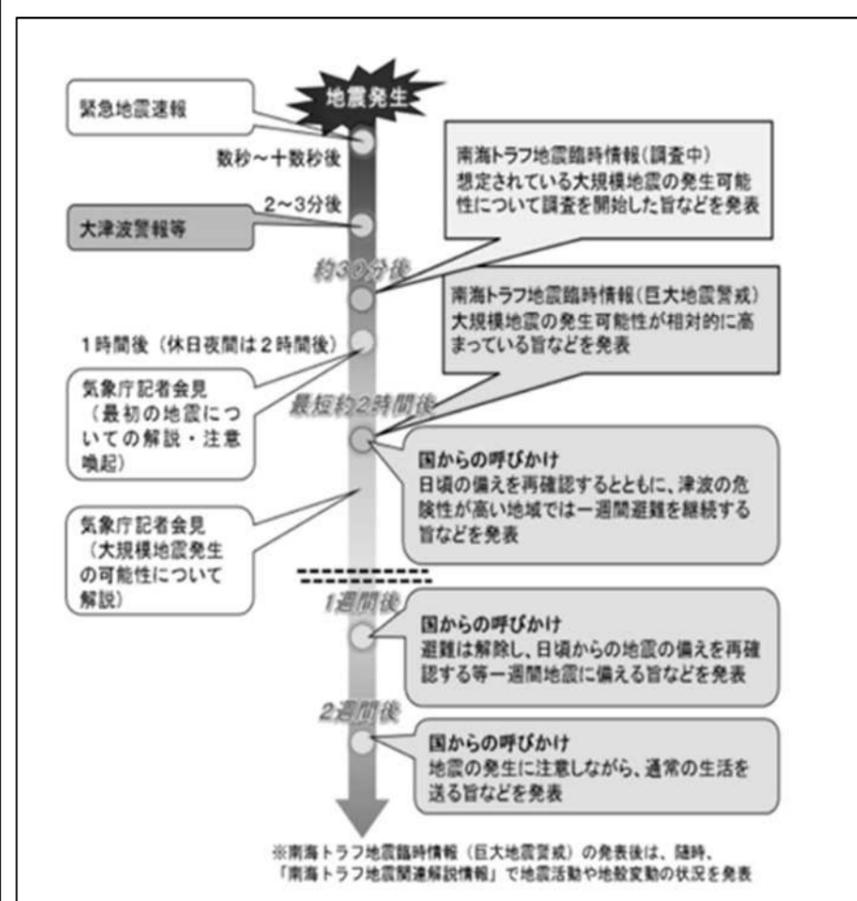
第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

(1) 略

現行



3 略

第2章 予防対策計画

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

(1) 略

修正案	現 行
<p>(2) 計画等の内容 特定事業所等が作成する<u>地震防災応急計画等</u>については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。 地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。 ア～サ 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 略</p>	<p>(2) 計画等の内容 特定事業所等が作成する<u>地震防災対策応急計画等</u>については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。 地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。 ア～サ 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 略</p>